

平成 22 年度まちづくり懇談会会議録【嶺田地区】

日 時 平成 22 年 7 月 31 日 19 : 00 ~ 21 : 30
会 場 嶺田地区コミュニティセンター
参加者 58 人

市長・病院長から「みんなで進める安全・安心なまちづくり」と題した説明のあと、参加者の皆さまとの懇談(質疑応答)に入りました。

懇談(質疑応答)

(1)病院・地域医療に関する意見交換

地区自治会からのご意見・ご質問

小笠診療所での家庭医の診察について・病院待合番号表示への要望

現在赤土の小笠診療所に通院している患者さんは嶺田地区でもたくさんおります。そこで新設されました家庭医に診察を受ける為の手順・手続きについて、診療所からの変更して受診の場合と初診の場合について伺います。

受付はどうしたらいいですか？

事務員、看護師さんはおられるのですか？

診察券はどうなりますか？

継続して受診を希望する場合、先生を指名する事はできますか？

予約制はありますか？

通院治療の為、薬をもらうのが主目的の場合、短時間で処方箋を頂ける方法はありませんか？

今の小笠診療所の将来性はどの様な見通しですか？

また、病院への要望事項ですが、受診者番号制度ができ待合室の掲示板に掲示がされるようになり看護師さんの呼び出しを耳を逆立てして聞かなくてもよく安心して待合室に居れる。現在の待ち合い番号の掲示は 5 人程度であったと記憶するが 10 人程度まで掲示していただくと有難い。

市立総合病院からのお答え

家庭医を受診するための手続きについてであります。受付・会計窓口は

一箇所です。受付の際に家庭医を受診する旨を伝えてください。

看護師は、家庭医を担当する職員を別に配置しています。

診察券は、菊川病院・小笠診療所と同じもので受診できます。また、連携が取れるよう、電子カルテを利用して患者様のデータを共有していますので、病状によっては菊川病院へ紹介することもできますし、逆に菊川病院を退院した後に家庭医でフォローすることもできます。

家庭医は、患者様の診察だけでなく、患者様のご家族も含めて継続して診ていくことを基本としています。ただし、磐田市立総合病院と公立森町病院と連携している事業のため、希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

初診の場合にも、事前にお電話いただければ待ち時間が少なく受診をしていただけます。再診の場合には、予約制となります。

短時間がどの程度の時間かわかりませんが、診察のためのお時間をいただくこととなります。用事がある場合には、その旨をお話ください。

家庭医療センターが整備されれば、エコーや心電図などの診療機器も新たに整備する計画で、現在の診療所より機能が充実する予定です。従いまして、診療所の機能もセンター内に移していくことを検討しています。

また、待合室のモニターにつきましては、外来の電子カルテを導入し6月1日から運用を開始しました。患者様からは様々なご意見をいただいておりますが、ご意見を集約し改善できる点は改善してまいります。

病院での外来診察待ち時間を減らしてほしい

現在、病院での外来診察の待ち時間は1時間が普通、2時間の場合もあり、場合によって3時間超のときもあって予約の意味がない。昼過ぎには終わっているようなので、予約システムの問題ではないと思うが、待ち時間の短縮は図れないか。

市立総合病院からのお答え

外来に来られる患者さんを長時間お待たせしている現状について、心からお詫び申し上げます。

当院では、可能な限り患者さんが待ち時間を少なく、スムーズに受診できるよう職員全員努力しておりますが、科によっては2時間、3時間以上お待たせしている現状があります。長い待ち時間の背景には、当院が約30人という少ない常勤医師の体制で、毎日600人弱の外来患者と約200人の入院患者、そして24時間体制で救急患者に対応するという厳しい診療体制の現実があり、市民の皆

様にはご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。

外来患者数に関しては、開業医の先生との連携を強化することで、軽症・慢性疾患患者を中心にここ数年減少する傾向にありますが、一方で本来、菊川病院で診るべき重症・救急患者は増加傾向にあり、医師の業務負担は入院業務を中心に増加していると思われます。実際、医師が外来診療を行っているときでも、緊急で救急患者への対応や病棟での急変患者に対応せざる得なくなることがしばしばあり、外来診療を中断することもあります。それが、診察の遅れや待ち時間の大幅な延長につながっていると考えられます。

ご指摘のあった予約システムですが、1時間単位内での予約人数枠の見直しを含め検証していますが、患者さんの受診枠を減少させないよう工夫しつつ、ある一定時間に集中させないような仕組みづくりも必要かと思えます。

また、すべての検査等を含めた一連の診療の流れを短くできるよう、よりいっそう工夫していくとともに、特にご迷惑をおかけする場合には院内アナウンス等を通じて、状況説明を適宜行っていくよう努めて参りたいと考えています。

今後は、開業医さんとの連携を一層推進していくとともに、現在小笠診療所で行っている家庭医の診療体制を充実させ、当院の外来機能を分担させることで、外来待ち時間の短縮につなげていきたいと考えております。

堂山 男性:

先日、菊川病院に掛かったときも3時半の予約で、終わったのが6時すぎだった。それから調剤薬局に行ったら、薬も出せないとのことだった。こうしたことが今後無いようにしてもらいたい。

病院長:

たいへん申し訳ありませんでした。

会場からのご意見・ご質問

東嶺田 男性:

昨年、菊川病院の外来に初診で掛かった際、「診療所で診てもらって、紹介状がないと診れません」と言われた。いつごろからそうなっているのか？

病院長:

内科のみ、紹介状がないと初診の受付をしないことにさせていただいています。医師不足のなか、医師7人で検査や重症患者への対応をしているのが現状

です。医師の負担が増え、疲弊してしまうことが、医師が病院から離れていってしまうことは避けなければなりません。今後の医療としては、軽症の方は開業医の先生に診ていただいて、病院との機能分担をしていくことになると考えられます。

堂山 男性:

高齢化社会のなか、一人暮らしのお年よりも増えている。家庭医で在宅ケアを行うようであるが、いつごろから実施する予定か？

病院長:

4月から家庭医養成プロジェクトが始まったところで、できることから始めていこうというもの。今すぐに往診体制を取れるところには至っていません。

市長:

高齢化社会の到来は避けては通れないもの。5年後、10年後を見据えた取り組みを始めなければいけないと考えています。医療・保健・福祉・介護を連携させたネットワークづくりが重要なポイントとなります。今までは、それぞれが分離してしたものをネットワーク化していきたいと思います。この家庭医養成プロジェクトは、昨年から事業着手し、今年度から小笠診療所で指導3人、研修医4人でスタートしました。これを継続していくことが重要で、菊川・磐田・森の2市1町で連携して進めていきたいと考えています。このプロジェクトは大きな事業のひとつとして取り組んでおりますので、皆さまからもご提案がありましたら、お願いしたいと思います。

(2)まちづくり全般に関する意見交換

地区自治会からのご意見・ご質問

東嶺田自治会より:東嶺田における都市計画区域の指定について

- 1：東嶺田の一部に都市計画法第5条に定める都市計画区域の指定を必要とした理由は何か？
- 2：都市計画区域の指定効果は何か？
- 3：都市計画区域のエリア指定廃止・一部縮小の可能性は？
- 4：用途地域指定の廃止・一部縮小の可能性は？

5：都市計画区域及び用途地域指定の廃止・一部縮小の手続きは？

市からのお答え：

東嶺田の一部に都市計画法第5条に定める都市計画区域の指定を必要とした理由は何かというご質問に対してお答えいたします。

都市計画区域については、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性などから総合的に判断し、一体の都市として整備、開発、保全する必要のある区域として、旧小笠町の東側区域を除いた区域を都市計画区域として昭和47年1月28日に静岡県により決定されております。

次に、都市計画区域の指定効果についてですが、指定区域には建築基準法の規定が適用され、建築の際には建築確認が必要となり建築物の安全性が保たれるほか、開発許可制度が適用される面積要件を引き下げ、自然環境に影響を与える開発を制限できることや、土地利用の計画、道路や公園などの都市施設整備計画を立てるなど、健全で調和の取れたまちづくりの実現を目指す仕組みが構築されております。

次に、都市計画区域のエリア指定廃止・一部縮小の可能性についてですが、都市計画区域については都市問題を未然に防ぎ、自然環境や農林業などとの健全な調和を図り、健全で合理的なまちづくりを行う区域でありますので検証や見直し等については、より慎重な検討が必要であると考えております。

次に、用途地域指定の廃止・一部縮小の可能性についてですが、当地区の用途地域については、快適で住みよいまちづくりを目指し、平川嶺田線と青葉通り嶺田線に囲まれた小学校等の文教施設周辺の既存住宅地において、土地利用の混在や生活環境の悪化を防止し、合理的な土地利用のルールとして規制・誘導を図るために指定したものであります。しかしながら今後の人口減少、超高齢化社会を向える社会情勢においては、当地区のみならず市全体における検証や見直し等についての検討が必要であると考えております。

次に、都市計画区域及び用途地域指定の廃止・一部縮小の手続きについてですが、手続きにはこれまでの経緯を踏まえての検証、検討作業や市民の皆さんとの合意形成が必要とされており、都市計画法に基づいた法手続きが必要となります。

安全・便利・快適なまちづくりを進めるうえで、必要であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

東嶺田 男性A：

いろいろ、説明していただきましてありがとうございます。質問の2番目の

指定効果は何かあったかっていう事ですけど、これまで具体的にね、どのような指定効果が生じたかについては説明されていないもんですから、それも説明されたいのと、3番目、さっきから出てる人口減少、少子高齢化、その中で指定を続行する必要性がまだあるのかって言うこと、4番目では、見直しが望ましいけど、可能性についてしっかりした回答がない。5番目は、手続きの方法です。それをもう少し詳しくお願いしたいんですけど。

建設経済部長:

今、皆様のお手元に差し上げてあります内容をもってご質問いただいておりますので、詳細については、現在資料を持っておりません。申し訳ございません。

東嶺田 男性B:

効果があったかどうかは、事前に私どもの方から、あなた方に差し上げてあるわけだよ。一般的な効果をお聞きしてるわけでは無いわけだ。あなたが浜松からお通いならね、これで許すけども、この地域について十分事情が判っている訳だよ。そんな一般論で、ごまかそうなんたって通用するわけじゃないですか。だいたい都市計画区域をやって、用途指定をやればですよ、この間にどういう都市計画事業が計画されて、どれだけの都市計画事業費がぎ込まれたかっていうのは、効果として持ってくるのは、当たり前じゃないかね。それで市長を補佐する部長といえるのかね。もし今日答えられないなら、改めて席を、我々東嶺田と持つように、そのことをやってください。

建設経済部長:

それでは、お答えをできる範囲でお答えさせていただきたいと思います。用途地域の廃止、一部縮小の可能性でありますけれども、この問題につきましては、先ほど説明させていただきましたように、東嶺田だけの問題ではありません。合併後の菊川市用途地域全体、あるいは旧小笠地域の用途、ましてや用途地域だけではなくて、道路計画の問題もあります。そういったことで、現在、都市計画マスタープランの中で、今後の都市はどうあるべきかということを議論しております。

東嶺田 男性A:

マスタープランは自分らもやったんですが、都市計画の話とは全く別個に考えて一年間やりました。だから、それと一緒に考えるって言うのは、マスタープランでやった意味は無いと思います。

建設経済部長：

マスタープランはこれからの菊川市、当然嶺田地域も含んでですけども、どういう町にしていけば良いのかってことを、全体のものを作りあげてくのがマスタープランになります。それが一番根幹になりますので、その中で、これからの用途地域をどうするのか、縮小の方向でいくのか、今のまま置くのか、こういったところも、きっちり書込みをしていこうということで進めているところです。したがって、全く関係ないという話ではなくて、これからの菊川市の都市といいましょうか、町をどのように作っていくかという、本当の基本的な計画になりますので、そのなかで検討をしていくということで現在やっています。それから、手続きについての詳細ですが、市町の定める都市計画の手続きが、「都市計画に関する事務の手引き」なるものが出ておまして、この中に詳細に書かれておりますので、ここで時間をとって何ですけども、先ほど申しましたように、計画原案を作って、公聴会を開いて、案の広告縦覧をして、意見書があれば意見書を出していただくと、それから都市計画審議会を開催して、知事の同意を得て、計画決定をしていくというような手続きになりますので、どのくらい時間がかかるかは、申し上げられませんが、手続きとしては、そういった手続きが必要になるということです。

東嶺田 男性A：

それでは、自治会単位で手続き、申請を出せばいいんですか？例えば、用途区域は、嶺田地区では東嶺田だけですから、東嶺田の自治会を通して出せば良いのですか？「外してください」と、そういうことは効くんですか？

建設経済部長：

東嶺田の申請に基づいて、決める、決めないということでは無いと理解しております。ということは、菊川市全体が、これからどういう方向で行くのかという議論の結果として、先ほど申しあげましたとおり…

東嶺田 男性A：

だから、さっきから言っているのは、ここで東嶺田から要望が出ているんですから、東嶺田からの要望で廃止が効くのか効かないのか、それだけ答えてくれれば済むことです。

建設経済部長：

いまの段階で、東嶺田を縮小する、あるいは東嶺田の用途地域を廃止する、

ここについては、私の口からはお答えできません。これから、議論をしていく必要があるとは思っていますけれども、今ここで、私が縮小するあるいは廃止する、ここについての答えは差し控えさせていただきたいと思います。

東嶺田 男性B:

それでは、どの過程で地域の住民の声を反映して、全体的なプラン変更をなさる気ですか。市が勝手におやりになるんですか、全体の中で必要だ必要でないってことを。住民無視でやるんですか。そうすると、「協働によるまちづくり」という太田市政はおかしくなっちゃいますよ。あなた方が勝手に専門家の目を見て、必要かないかを判断しているように聞こえるんだけどね。市民の考え方を聴く機会を、どこかで入れるとかしなくていいんですか。

建設経済部長:

当然、入れるべきだと思っています。ですから、今回の都市マスタープランの作成につきましても、コミュニティ協議会単位で、11の地区で地域別構想を作っていました。それを吸い上げて全体構想を作ろうということでありまして、マスタープランの案ができて、そのなかで課題としていろいろなのが上がっています。東嶺田だけじゃなくて、他のところからも「用途地域の色分けを考えてくれないか」とか、「道路計画を考えてくれないか」とか、こういった要望がたくさん出ています。したがって、こういったものを・・・

東嶺田 男性B:

それはいいんだけど、時間が無いからお聞きする。都市計画区域とか用途区域について、市としての原案が示されて、我々の意見を聞く機会をいつ頃持つんですか。

建設経済部長:

ここ1、2年というわけではないと思います。と申しますのは、マスタープランができた後で、そのなかで用途地域を具体的にどうするのか、道路計画をどうするのか、もっと言うと建蔽率と容積率の問題も全部かかってきます。そういったものを、これから本当に見直しが必要があるのかどうかを市民の方に入っていていただいて、総合的に考えて決めます。それから具体の検討に入る予定であります。

東嶺田 男性B:

市民が安心して居れるためには、いま部長の言った事の工程を作って示して

ください。以上です。

建設経済部長:

マスタープランができたあと、これからどういう過程でいくかと言うことで
すね。わかりました。

中嶺田自治会より:自治会長・役員の負担軽減について

先月の議会報告会でも同趣旨の質問と意見を述べましたが、去る6月11日付
け中日新聞第17面に、6月袋井市議会・定例会議で『自治会長の負担軽減へ』
と題し質疑がされておりました。私的にはどこも同じような悩みがあるのだな
と同感しました。さて菊川市としては以下の件についてどのようにお考えか、
判る範囲でお答えをお願いします。

困ったときの自治会頼み！自治会への業務委託量が過負担とは思いません
か？

合併後住民へのサービス、維持向上はそれなりに見られるが市職員の努力も
さることながら職員削減のしわ寄せが自治会へ来ている認識はありませんか？

地区や単位自治会から選出・推薦する会長や役員を市の〔職員化〕・〔私物化〕・
〔テコ〕・〔パシリ〕に使いすぎではおりませんか？

そもそも自治会とはどんな組織でどんな事業を主体とするものですか？

次年度の新役員を選出するに当り現職が四苦八苦するという苦情や現場を目
の当たりしたことはありませんか？その主たる原因は何にあると思いますか？

* 以上のような事柄から市としても一度自治会に付託、委託している事業・内
容の【事業仕分け】をしていただきたい。このままで推移するとパンク・破滅
の方向に進んでしまいます。

郵政改革は「官から民へ」！ 民主党は「鳩から菅へ」！ 自治会は【缶か
ら瓶へ】でそのころは只々重たくなるばかりです。

市からの答え:

ご質問をまとめますと、「自治会に付託・委託している内容を精査していただ
きたい。」と解釈させていただきましたのでその点について回答いたします。

菊川市連合自治会事務局である地域支援課において、自治会に行政が付託・
委託する事業について把握すると共に、菊川市連合自治会定例会に図り、事業

内容の調整をしておりますが、再度関係各課に事務委託の内容を精査するよう指示します。

1. 業務委託量の過負担についての質問ですが、自治会へお願いする業務委託については、菊川市連合自治会に図り事業調整をしておりますので、業務委託の内容は前年度とほぼ同じと思っております。
2. 3. 職員削減のしわ寄せが自治会へきている質問及び会長や役員を職員化として使いすぎているかとの質問については一括で回答させていただきます。職員の削減が自治会への負担となっているという認識はありません。また、自治会長さんや役員さんを市の職員化しているという認識もありません。しかし、自治会の役員さんは、行政からの依頼事項への対応やさまざまな恒例行事の開催、またライフスタイルの変化などによる市民ニーズが多様化する傾向にあり、それらに伴う仕事が増えていることから、今後も連携・協力して地域づくりや住民サービスの向上につとめていきたいと考えております。
4. 自治会とはどんな組織でどんな事業を主体とするのかとの質問ですが、歴史的にみても、自治会は行政と市民のパイプ役でありパートナーであると認識しております。自治会は住民の親睦・融和を図ると共に地域住民の基礎的な団体として、今まで通り地域づくりを担っていただきたいと考えます。
5. 新年度の新役員選出に苦勞していることを知っているのか、原因は何かとの質問ですが、毎年自治会役員の選出にあたり、苦慮している事実は確認しております。さまざまな要因が考えられる中で、地区の方々が会社勤めの世帯が多くなり時間的制約から、自治会役員として両立が困難であることが原因のひとつだと考えます。しかし、行政も自治会の後押しがなくては、事業も展開できないのが実情でありますので、ご理解・ご協力をお願いしたいと思います。

西嶺田自治会より:コミュニティバスの運転手の対応について

運転手が不親切(中には親切な方もいますが・・・)。両手がふさがっているお年寄りが運転手が降りて来てくれない為、自分でドアを開ける(腰が曲がっている為、ドアを開けるのも一苦勞だった)。押し車を乗せる時も大変だったが、自分で乗せた。(少し手を貸して欲しかった)

市からの答え:

コミュニティバスを利用するにあたり、不快な思いをさせてしまい申し訳あ

りませんでした。

コミュニティバスの利用者については、昨年度と比べ1日あたり10人程度利用者が増え、6月23日には運行開始から10万人を達成することが出来ました。多くの方々に利用されるようになったコミュニティバスですが、まだまだ課題も多く、今回のご質問のようなご不便をおかけしてしまったことも反省点の一つであります。将来車両を更新する際には自動ドア付の車両とし、利用される方へのご負担を減らすことが出来ればと考えております。

なお現在の車両はまだ継続して使用することができるため、運行委託会社には運転手のドア開閉等について再度指導を行い、一層のサービス向上に努めてまいりたいと思っておりますが、交通量の多い道路では、運転手もすぐには降りられないためご理解をいただければ幸いです。

西嶺田自治会より: 駅前交番の位置・駅前広場の構造について

・駅前交番の位置について

わかりにくい、目立たない、不便、抑止力にならない。

・菊川駅の構造について

駅正面道路から真正面に駅が見えていても、真っすぐには行けず、かなり大回りして歩くことになった。歩行者にとって優しくない。

また、駅・ロータリーが使いにくいという意見をよく聞きます。送迎の際、反対側に待機している車に向かって、人が道を横切って車に乗り込む危険行為を何度も見かけました（待機場所は、掛川のように逆の方が使いやすいのでは・・・歩行者も駅に向かってまっすぐ行ける歩道があります。）

市からのお答え:

駅前交番の位置につきましては、菊川警察署と協議するなかで現在の位置に決定しております。当初の予定では、駅前広場西側に接する駅から視認性の良い市有地に交番を設置する予定でしたが、その後の協議により拠点交番としての機能を十分に果たすためには、当初予定していた敷地の広さでは足りず、さらに広い敷地確保の要望が出され、現在の位置になったものであります。また、現在整備している駅前トイレの南側市有地に交番とトイレの案内看板を設置する計画であり、わかりにくさの解消に努めることとしております。

抑止力につきましては、警察署としましても今までどおり綿密なパトロール活動を実施しており、地域の安心・安全に努めているところでございます。

駅前広場の整備に当たっては、管轄する公安委員会（菊川警察署）と度重なる協議をし、歩行者の安全を最優先に考えて現在の配置となっておりますこと

をご理解願いたいと思います。

嶺田地区コミュニティ協議会より:コミュニティ協議会の形骸化を避けるために

コミュニティ協議会が、内容はともかくとして市内全地区に設立された。この協議会が地域住民の生活上の必要性から形成されたものでないだけに、時の流れに任せておけば初期の目的が達成されると考えるのは余りにも楽観的に過ぎるという要因を内在している。行政側においては、組織づくりができた後の適切な支援策等を推進しなければ、当組織が形骸化の途を辿るのは必至と考えられます。

そこで、次の提案を致します。

提案 1 : 基本計画等で位置づけられている「専門支援組織」「地域担当職員制度」や「コミュニティ連合会」を早期に立ち上げ実施すること。

提案 2 : 市の基本計画の見直しや都市計画マスタープラン等の策定過程にコミュニティ協議会の関係する専門部会員に参加機会を与えて人材養成を図ること。

提案 3 : コミュニティ行政に係る各課で構成する連絡調整組織を庁内に設けて、コミュニティ協議会に関して共通認識を深めるとともに、当協議会の活動がより展開し易いようコミュニティ関連施策の総合調整を図ること。

提案 4 : コミュニティ協議会の所管課である「地域支援課」を市の総合的な調整の権能を持つ「総務企画部」に移管すべし。

提案 5 : 現在、改定中の都市計画マスタープランの地域別構想で地域像と実施されるべき施策が描かれることになっている。市の後期基本計画においてはこれを踏まえた地区別計画の策定を検討すべし。

市からの答え:

提案 1 : 「専門支援組織」については、コミュニティ協議会の設立推進する専門部署として、地域支援課内にコミュニティ支援グループを設置し、協議会の設立支援を集中的に推進を行ってきたものであります。現在は、地域支援課地域振興係がその業務を担っております。「地域担当職員制

度」の立ち上げについては、現在、庁舎内で検討、調整中であり、できるだけ早い時期に確立するよう検討してまいります。「コミュニティ連合会」の立ち上げについては、連合会に対しては何らかの関わりを持ち協力していきたいと考えています。行政も設立に向けたアクションを行います。11 地区全ての協議会の総意の中で連合会立ち上げの検討をしていただきたいと思いますと考えております。

提案 2 : これまでも各種計画の策定や見直しには、できる限り市民の皆様方にも参画していただいて計画を策定してまいりました。今後のまちづくりを進める上で、コミュニティ協議会は市にとって自治会同様なくてはならない組織でありますので、各種計画の策定や見直しにあたりましては、コミュニティ協議会の委員の方にも参画していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

提案 3 : 「コミュニティ行政に係る庁舎内連絡調整組織を立ち上げ、コミュニティ関連施策の総合調整」については、現在のところコミュニティ協議会の活動がより活発になるように地域支援課が関係課との施策の調整も含め対応しておりますが、今後必要に応じて設置していきたいと考えております。

提案 4 : 地域支援課の所管につきましては、市民の皆様に関わりの深い社会保障や保健、環境、そして地域振興などに関する業務を執り行っておりますので「市民生活部」として考えていること。また、平成 21 年度から現在の組織体制を実施したところでもあり、もう少し様子を見ていきたいと考えております。

提案 5 : 市総合計画の後期基本計画につきましては、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間のまちづくりの方向性を分野別・施策別に定めるものです。策定作業において、都市計画マスタープランとの整合性が十分に図られるようすでに都市計画課と企画政策課との協議を進めております。ご提案にあります地区別計画につきましては、都市計画マスタープランに位置付けられるものであり、後期基本計画の分野別・施策別の方向性を検討する際に参考とさせていただきたいと考えています。

嶺田地区コミュニティ協議会長:

私は、これを見ておりまして少し認識が違うわけです。従いまして、私の方の認識をまず申し上げておきたいと思えます。少し担当者レベルの認識ではないのかと正直申し上げておきます。

まず、コミュニティ協議会、私共の地域では「嶺田地域づくり協議会」と言うふうに称しておるわけですが、この協議会は、地域住民サイドからの必要性から湧き上がってできた組織ではないという基本的な性格があるわけです。これはよし悪しではありません。こういうことも必要なんです。そして、このコミュニティ協議会による「住民自治型のまちづくりの推進」というのは、極めて理念先行的でありまして、一種の社会実験であるといえるわけでありまして。従いまして、こういう田舎町において、このような社会実験というものを進められた太田市長には、敬意を表するところではありますが、担当レベルが考えているほど、現場におきましては、これをこなしていく事は簡単ではない訳であります。このところをしっかりと押さえておかないと、地域でコミュニティ協議会ができてしまえば、あとは任せておけば、なんとか行くだろうなんて甘い考えを持っておきますと、いつのまにか形骸化をして無くなってしまいます。そういう恐れが十分ある。この点を認識しておく必要があるということを、まず申し上げておきたいと思えます。それで事務局には、提案理由の詳細につきましては、お配りしておきましたので、後ほどご覧いただきたいと思えます。それで、この回答を読ませていただきましても、少し私の質問の趣旨と違う回答がありますので、補足をしながら、提案理由を若干させていただきたいと思えます。

提案1でございますね、書いてございますので読みません。これはもう、新市まちづくり計画、合併の時の計画ですね、それから地域コミュニティ作りの指針ができましたですね。それから第1次の基本計画ができましたですね、これらにいずれにも位置づけられていることなんですね。もう少しで前期基本計画は終わってしまうんですね、なにをしているのかということでありまして。それで、今日病院長さんもいらっしゃるんで、例え話を申し上げますと、病院では、病院評価機構が病院評価をやるわけですね。菊川病院はレベルいくつかわかりませんが、いま大概レベル6ぐらいを目指していると思うんですね。病院はこのなかで、病院の計画があって、それをやらないだなんて言えば、病院評価機構からアウトですね。レベル6は駄目ですね。まあこういう厳しいわけがあります。ですからこの点は、少し市長の方のリーダーシップを取って、職員を叱咤激励しないと動かない。職員は楽をしたいに決まってるわけですから。この点を申し上げておきたいと思うわけでありまして。

2点目でございます。これはお答えをいただいているわけですが、行政側において、できるだけまちづくりの政策過程にですね、地域コミュニティ

協議会のメンバーを参加させる機会を与えて欲しいと、で論より実践ということで、コミュニティリーダーをどうしても養成していく必要があるということです。市長さんもお存知のとおり、11地区にコミュニティ協議会ができたわけですが、役員というのは自治会のあて職、これが多いわけです。いかに、コミュニティリーダーが育っていないかという証拠であります。実践的に、コミュニティリーダーを育てるといふ配慮を是非行政側においてもやっていただきたいと、これが提案の2であります。

提案3でございますね、これが実は重要だろうと思うのです。コミュニティ行政、これは地域支援課が担当しているわけですが、これは横断的な性格を持っておりまして、きわめて関係する課が多くて、調整が大変重要になってくる。これが、コミュニティ行政の特徴だろうと思うわけがあります。例えばですね、地域担当職員の育成と言っても、これを地域支援課でできるんでしょうか。研修を担当する総務課との協力連携がなければ無理ですね、これは。で、おそらく今、私どもが言っている地域担当職員を育成してるなんて事は、見えてこないわけです。そうやってきますと、やっぱり研修担当の総務課と地域支援課が合体でやらないと進まないと言うことであります。そういったことを考えますと、どうしても庁内に総合調整をする、例えばコミュニティ庁内連絡会議と言ったようなものを設けないと、地域にとってもなかなかやりにくい場面が生じているわけがあります。こういった行政の中に、総合調整の場を早急に設ける必要があると提案をしておきたいと思えます。

提案4でございます。これも重要でございます。まず市の行政組織条例を私見たわけがあります。市の行政組織条例第2条に、なんて規定してあるか。こういうことですね、総合的な企画及び調整に関することは、市民生活部には残念ながら無いんですね。あるのは総務企画部だけなんですね。ですから横断的で、庁内の総合調整を要する仕事を地域支援課に持たせるというのは、地域支援課の肩を持つわけじゃありませんが、酷であると思うわけがあります。副市長さんも今日お見えになられていますので、副市長さんは民間企業が長いんで、十分お分かりだと思いますけども、おそらく地域支援課というのは、民間企業で言えば、事業本部だろうと思うんです。連絡調整なんていうのは、本社本部がやるべきなんですね。行政でいう本社本部はどこかっていけば、総務企画部なんですね。ですから、私共の行政組織論から見ると、どうもそこら辺が解せないなと、正直失礼ですけども市長さんに申し上げておきたいと思えます。そういうことからいけば、地域支援課を市民生活部から総務企画部に移すべし。ということをご提案させていただきます。

最後に提案5でございます。これも答えがちぐはぐであります。従来のようにコミュニティ協議会が無い、住民自治型のまちづくりをやるという市政の

基本が無い時には、この答えでいいんだと思うんです。しかし、もうコミュニティ協議会を作って、11地区で住民自治型のまちづくりをやろうという、新しい段階に入ったわけですから、もう市の基本構想があって、市全体の基本計画があればいいよという答えでは、これじゃあ従来の発想から脱せない。だからもう新しい時代には、地区別の基本計画を作って、地域のコミュニティ協議会と一緒に、良い地域のまちづくりをしようということじゃないといけないと思うんです。ですから総務企画っていうのは、こういう変化に一番敏感に反応しなければいけないところだろうと思うんです。このお答えではちょっと残念でありますなということです。今日は、検討するだなんて事は、行政用語でやらないということです。もう市長さんから、細かい事はいいですから、基本的な認識論だけ言っていただければそれだけで良しにします。お願いします。

市長:

どうもいろいろありがとうございました。コミュニティ協議会も立ち上がったばかりで、これまで一生懸命地区センター作り、コミュニティセンター作りをやってきましたので、これから気持ちを入れる時期ですから、いろいろ自治会の皆様のお考えもありますし、またコミュニティ協議会の沢田さんのお陰もあると思いますが、非常に建設的なご提案でありますから、持ち帰りまして担当部局ときちっと話をし、またお返しをしたいと思いますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

会場からのご意見・ご質問

中嶺田 男性:

今日の自治会からの質問には上がっていませんが、井矯堂線の問題です。もう市役所の方も、何年から前から井矯堂線といえはすぐわかるかと思いますが、「検討します」という、はじめの頃から返事はいただいています。しかし、今もって、わたしが見てる中では変化が無いように思います。検討の結果どうなっているのか、また本当に検討しているのか、市役所の言う検討というのはやらないと言うなら「やりません」と言ってくれば結構ですが、私らは検討するっていうと、「やってくれるかなあ」と期待がありますので、こんな機会がありましたもので、ちょっと質問させていただきます。よろしくお願いします。

建設経済部長:

総合計画のなかに実施計画があります。「何年ごろにこういう事業に入れ込んでいきましょう」という、その中に井矯堂線も既に入っています。ちょっと今何年というのは記憶に無いものですから申し上げられませんけれども、都市計画決定してある道路でもありますし、小松洗橋も大変狭いということもわかっておりますので、とにかくこの道路は計画決定がしてありますので、とにかくやろうという事で、検討という言葉はやらないという事ではありませんので、ちゃんとプログラムの中には乗せてありますので、それだけ報告させていただきます。

中嶺田 男性:

そうすると、時期はまだ全然わからないってことだね。

建設経済部長:

はい、ちょっと今時期の方は持ち合わせておりませんので、はっきりいつと申し上げられませんけれども、入っていることは間違いありません。

中嶺田 男性:

わかりました、ありがとうございます。期待をしています。

東嶺田 男性:

今日の話聞いていまして、ちょっと不思議に思ったことがあります。というのは、都市計画税で固定資産税を上げるという事が具体的にってきているんですよね。現実にもそういう税金がかかってきていて一体何をやるんだと、その都市計画税を集めて、その都市計画税のかかったところの人達に対して、一体どう言うメリットがあって、何をやるんだと、あるいはかかってない人達に対しては、その計画されているものは全く関係ないのかと。一体何をしようとしているのかという事が見えてないのです。今日もそういう議論があるのかなと思ったんですが、そういう議論がないので、都市計画税のかかっている人達は非常に困惑しているし、大変だと思っています。そのことについて、お願いいたします。

建設経済部長:

都市計画税の関係で、ちょっと私の方で直接扱っておりませんが、事業関係の方から説明させていただきます。都市計画税というのは、まさに都市施設、目的税になっているわけでありまして、例えば、先ほどご質問いただきました井矯堂線、これも計画決定がされていますので、これについて事業認可

を取っていけば、当然これに対して都市計画税を入れていくという様な事です。さらには、これから先、具体的な計画といいましょうか、これからこの地域をどうしていきましょうかと言うのは、先ほど説明させていただきましたように、都市計画マスタープランを策定するために、「地域別構想」というのをやってもりました。こういうなかで、都市施設として、要するに都市計画税を入れ込むことが認められるものについては、都市計画税をそこに使わせていただくという事です。今現在、具体的にこの事業をここの地域でやるから、これに入れますという所までの計画の熟度は達成しておりません。今の時点はそういう状況にあります。具体的には、先ほど言いました、およそ先が見えているのはこの井筒堂線、これはとにかくプログラムの中に上がっておりますので、最初の話で出てくるのは井筒堂線になるのかなという様な感じはしております。以上です。

東嶺田 男性:

都市計画税につきましては、非常に不公平感があるんですね。かかった人と、かかってない人とで。それで、やられようとしている事業が、その都市計画税のかかった人により有利になっているのか、あるいはかからない人も同じような利便性があるのではないかと。そうすると、税のかけ方っていうのが、非常に変な感じがしますよね、公平でない。皆が利用する道だったら、皆で負担すべきじゃ無いかという風にも思いますし。都市計画税の事業内容がこうであるから、ぜひともお金を出してくださいと、皆が納得するのなら良いのですが、どうも前から決まっているからと、前々の話で決まっているからもう変えられないという、それで菊川の方はやっているから、小笠の方もやってくれと、小笠で本当にその必要性を皆さんが知っているのかどうか。菊川に非常に良い道ができた、商業的にも発展していますよね。だけど小笠がそうなるのですかと。税金は取られたけど、あんなに発展して暮らしが向上していくとか、あるいは地域が活性化していくとか、本当に見えるのですかという気がしましてね、そのあたりで、税のかけ方に決まっているからというのみで、一方的に強引に進められてる点というのは、非常に奇異に感じますけどいかがでしょうか。

建設経済部長:

今のお話、昨年、一昨年からですね、都市計画税をこの小笠地域に導入するという事の中で、いろんな意見をいただきました。その中でも色々な説明をさせていただいた訳ですけども、都市計画事業と言うのはすごくお金がかかって、更に時間も要するというような事業が大変多い訳です。例えば1つは、今菊川の方で下水の事業をやっています。あれについても、平成10年に計画決

定をして、菊川地域に下水道をやっていこうという事で動き出しまして、今まで事業の半ばでありまして、用途地域の中でありながらも下水が全然いってない、そういった所も沢山あります。動き出したのは4、5年前に下水道事業が具体的にそれぞれの地域に入って来たという様なこともあります。そういうことで、必ずしも都市計画税がかかったから、その地域に対して直ぐ何かの事業が起こるといったことは、およそ無いということで、1つはご理解をいただきたいと思います。そういうことで、いずれこの小笠地域についても、最終的には公共下水道なども必要な、必要最小限度の本当に大切なインフラだと思いますので、そういったものが入る際には、当然ながら都市計画税が使われていくという事になります。ですから、以前も説明させていただきましたけれども、税がかかったから、次の年から何か都市計画事業が起こるのかというと、必ずしもそういったものではなくて、やっぱり今マスタープランをやっていきますけれども、この地域でもって何が必要なのか、何が足りないのか、その議論を今いただきましたので、それに基づいてこれからの菊川市、例えば東嶺田の地域の用途の中をこれからどういう風に住み良いところにしていくのかと、必要なものは何なのか、残しておかなくてはいけないものは何なのか、こういったものを議論いただきましたので、そういったものの中で、これからの事業と言うものを具体的に決まっていくということでもありますので、今の段階で「あれをやろう、これをやろう」というところまでは熟度が達していないということがあります。

東嶺田 男性:

今の回答の中で、私が言ったのを例に挙げて回答がありました。私、前々から言っているのは、あの道路を都市計画で広げてくれって言ったことは一度もありません。ここに教育長さんもお見えになりますが、あそこの道路は、岳洋中学へ嶺田方面から通う人の主要道路であります。特に中学の子供が歩いて通う、自転車で通う、大勢いますし、またポエムさんの所で見ると、自動車の方も左へ曲がってくるより、右へ曲がって井矯堂線へ入ってくる車の方が多い。学校の子供から見て、大変危険のある道路だと思います。それと、道路広げてもらうのは、車が軽なら簡単にすれ違えますが、乗用車になると、ちょっと片方が止まらなきゃいけないくらいの道路であります。そういう所を子供が通っているということで大変危険があるので、ぜひあそこの道路は広げていただきたいということでやっていますので、都市計画へ乗せてくれって言うものではありません。今、都市計画の方へ計画されてると言いますが、都市計画は上げなくて結構です。教育委員会の方で、子供が危ないから、子供を安全を守るために、生涯安心して暮らせる、特に子供が安全に通ってもらいたい、嶺田

方面の人は、堂山も大石も含めて皆そう思っていると思います。そういうことですので、都市計画へ乗せてくれるっていうのはちょっと間違いですので、都市計画は外してください。そうして、教育の方としてあの道路を作っていただきたい。また、橋も掛けていただきたい、そういうことでお願いしたいと思います。ありがとうございました。お願いします。

教育長：

ありがとうございます。そう言っていただきまして、前々から子供の安全安心については、皆さんの協力をいただいてスクールリーダー等進めています。そう言っていただいて、教育委員会に予算権があれば早速という気持ちになるわけですが、私たちも毎回安全について皆さんの協力を得て、通学路についても精査してます。その中でお願いはしていますが、教育委員会として作ることは無理ですので、皆さんと一緒に是非早く進めていただきたいということについては、一緒に進めていきたいと思しますので、今の声を忘れないで毎回言ってください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

閉 会 (21:30)